

福井県特定不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は特定不妊治療（体外受精および顕微授精をいう。以下同じ。）に要する費用の一部を助成することにより、夫婦の経済的負担の軽減を図り、特定不妊治療を受ける機会を増やすことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、福井県とする。

2 第8条に規定する治療費のうち、中核市に住民票を有する者への助成については、福井県が中核市への補助事業として実施する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦で、都道府県知事等が指定した特定不妊治療を実施する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、次条に規定する治療等を受けた者であること。
- (2) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された者であること。
- (3) 夫または妻のいずれか一方もしくは両方が福井県内に住所地を有する者であること。ただし、第7条に規定する助成については、中核市に住民票を有する者を対象としない。
- (4) 特定不妊治療開始時の妻の年齢が43歳未満の者であること。

(対象となる治療等)

第4条 この事業は、指定医療機関および指定医療機関の医師の指導に基づき他の医療機関（指定を受けていない医療機関である場合も含む。）で受けた特定不妊治療を対象とする。ただし、次に掲げる不妊治療は、助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者から精子、卵子または胚の提供を受けた不妊治療
 - (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）による不妊治療
 - (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）による不妊治療
- 2 医師の判断に基づき、やむを得ず中止した特定不妊治療についても、助成の対象とする。

- 3 特定不妊治療のうち精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）は、助成の対象とする。
- 4 この事業に基づく助成は、他の都道府県および市町村が行う特定不妊治療費助成事業により助成を受けた特定不妊治療については、対象としない。

（対象となる費用）

- 第5条 この事業の助成対象となる費用は、第4条に定める特定不妊治療に要した治療費用（以下「治療費用」という。）とする。
- 2 他の医療費助成制度により既に助成を受けた金額は、治療費用から控除する。

（助成の要件等）

- 第6条 この事業に基づく助成は、対象となる夫および妻の第9条第1項に規定する申請をする日の属する年の前年の所得の額（当該申請が1月から5月までの間に行われるときは、前々年の所得の額）の合計額が730万円未満である場合に行うものとする。
- 2 前項の所得の範囲および額は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条および第3条をそれぞれ準用して計算するものとする。

（国の制度に基づく助成）

- 第7条 この事業のうち、国の制度に基づく助成事業（以下「国事業」という。）の助成の回数および額は、以下の通りとする。
- （1）通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である時は6回、40歳以上である時は3回までとする。
 - （2）他の都道府県、指定都市、中核市で助成を受けた特定不妊治療は、通算助成回数に含む。
 - （3）1回の治療につき15万円（ただし、別添のCおよびFの治療については7万5千円）まで助成する。
 - （4）前号のうち、初回の治療に限り30万円まで助成する。ただし、別添のCおよびFの治療を除く。
 - （5）採卵に至らない治療（別添のGおよびHの治療）については助成しない。
 - （6）男性不妊治療は、同条第3号または第4号のほか、1回の治療につき15万円まで助成する。
 - （7）前号のうち、初回の治療に限り30万円まで助成する。
 - （8）平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には助成しない。
 - （9）助成限度額と治療費用を比較し、額の低い方を助成決定額とする。

（県の独自助成）

- 第8条 この事業のうち、国事業の対象とならない治療費用に対し、県が独自に助成する事業（以下、「県事業」という。）の助成の回数および額は、以下の通りとする。

- (1) 助成回数は、前条第1号に定める通算助成回数終了後の治療について、年度内3回までとする。ただし、同条第3号で助成対象となる治療の回数を除く。
- (2) 1回の治療につき10万円（ただし、別添6のCおよびFの治療については7万5千円）まで助成する。
- (3) 採卵に至らない治療（別添のGおよびHの治療）は、年度内3回まで、1回の治療につき7万5千円まで助成する。
- (4) 男性不妊治療は、同条第2号および第3号のほか、1回の治療につき5万円まで助成する。
- (5) 助成限度額と治療費用を比較し、額の低い方を助成決定額とする。

（助成の申請および決定）

第9条 助成を受けようとする者は、申請書（様式第1号または第8号）に受診等証明書（様式第2号または第9号）を添えて、特定不妊治療が終了した日の属する年度の末日までに、知事に申請するものとする。

- 2 前項に規定する申請に関する書類は、県の健康福祉センターを經由して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、申請書を受理した後、速やかに申請内容の確認を行い、助成の可否および助成する額を決定し、その結果を申請者に特定不妊治療費助成承認決定通知書（様式第3号）または特定不妊治療費助成不承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 4 上記に関わらず、中核市に住民票を有する者は、当該市の定める申請方法により中核市長に申請するものとする。

（助成金の返還）

第10条 知事は、虚偽の申請その他の不正行為によって助成金の給付を受けた者に対し、助成金の全部または一部を返還させるものとする。

（医療機関の指定等）

第11条 知事は、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認めたものを特定不妊治療指定医療機関として指定する。

- 2 指定医療機関の指定要件は、別途定める。
- 3 指定を受けようとする福井県内の医療機関は、特定不妊治療実施医療機関指定申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に申請するものとする。
- 4 知事は3年ごとに指定医療機関の再審査を行い、指定を更新する。指定の更新を受けようとする指定医療機関は、特定不妊治療実施医療機関指定申請書（様式第5号の2）により、知事に申請するものとする。
- 5 知事は申請の内容を審査し、福井県内の医療機関については福井県特定不妊治療費助成事業検討委員会の審議（第3項に基づく申請に限る）を経て指定の可否を決定し、その結果を特定不妊治療実施医療機関指定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 6 指定医療機関は、申請書の記載内容に変更が生じたときは、特定不妊治療実施医療機関指定内容変更届出書（様式第7号）により速やかに知事にその旨を届け出るものとする。
- 7 指定医療機関が第2項に規定する指定要件に適合しなくなったときその他指定医療機関が特定不妊治療を行うことについて不相当であると認められるときは、知事はその指定を取り消すことができる。
- 8 指定医療機関の開設者から、指定を辞退したい旨の申し出があったときには、知事は指定を解除するものとする。
- 9 福井県外の自治体に住所地を有する医療機関の指定については、当該自治体の指定を受けている場合には、福井県の指定医療機関とみなすこととする。

（福井県特定不妊治療費助成事業検討委員会）

第12条 知事は、福井県特定不妊治療費助成事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、特定不妊治療費助成事業の実施に当たり、必要な事項を調査・審議する。
- 3 委員会の組織および運営については、別途定める。

（関係者の協力）

第13条 知事は、本事業の円滑な実施を図るため、関係団体等との連携を密にするものとする。

（広報活動等）

第14条 知事は、不妊治療全般に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底し、積極的な協力を求めて効率的な運営を図る。

（適切な事業の運用等）

第15条 知事は、申請や助成の状況を明確にするため、特定不妊治療費助成事業台帳を整備し、その状況を記録、管理するものとする。

- 2 知事は、本事業を適切に運用するため、指定医療機関に対して必要な報告を求めることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月17日から施行し、平成16年4月1日以降に開始した特定不妊治療に適用する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月13日から施行し、平成19年4月1日以降に終了した特定不妊治療に適用する。

附則

この要綱は、平成21年9月1日から施行し、平成21年4月1日以降に終了した特定不妊治療に適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。但し、平成30年度以前に治療を開始した者への第8条第3号による助成については、平成32年度までは国事業の終了まで助成回数に制限を設けないこととする。